



長野県報

2月14日(木)
平成25年
(2013年)
第2445号

目次

規則

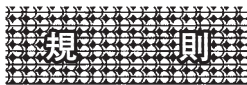
長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則(高校教育課) 1

告示

自然公園法に基づく公園事業の決定及び公園事業を表示した図書の縦覧(自然保護課) 2
公共測量の実施(建設政策課) 2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課) 2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課) 2
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(都市計画課) 3

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働・NPO課) 3
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働・NPO課) 3
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市計画課) 3
一般競争入札(人材育成課) 3
一般競争入札(財産活用課) 4
一般競争入札(森林政策課) 5
特定調達契約に係る一般競争入札(生活排水課) 6
一般競争入札(道路管理課) 8
一般競争入札(9件)(河川課) 9
一般競争入札(地域福祉課) 16
一般競争入札(高校教育課) 17
特定調達契約に係る落札者の決定(高校教育課) 18



長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年2月14日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第1号

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校管理規則(昭和31年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の長野県犀峽高等学校の項を削り、同表の長野県東御清

翔高等学校の項中 「

普通科	普通科
-----	-----

」を

「

普通科

」に改め、同表の長野県岩村田高等学校

の項中 「

電気科

」を 「

機械システム科
電気科
電気情報科

」に改め、同表

の長野県臼田高等学校の項中 「

デザイン科

」を

「

デザイン科
創造実践科

」に改め、同表の長野県岡谷工業高等学校

の項中 「

工業化学科
環境化学科
生産システム科

」を 「

環境化学科

」に改め、

同表の長野県上伊那農業高等学校の項中 「

生物工学科
生物科学科
緑地工学科

」を

「

生物科学科

」に改め、同表中

長野県飯田工業高等学校	機械科 電子機械科 電気科	機械科	
長野県飯田長姫高等学校	土木科 建築科 商業科	普通科	

を

長野県飯田OIDE長姫高等学校	機械科 機械工学科 電子機械科 電子機械工学科 電気科 電気電子工学科 土木科 社会基盤工学科 建築科 建築学科 商業科	普通科 機械科 基礎工学科	
-----------------	--	---------------------	--

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 平成25年3月31日において長野県飯田工業高等学校又は長野県飯田長姫高等学校に在学する生徒で所定の課程を修了していないものは、同年4月1日において長野県飯田OIDE長姫高等学校に転学するものとする。この場合において、第25条から第26条の2までの規定による手続を経ることを要しない。

高校教育課



長野県告示第58号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第2項の規定により、八ヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業を次のとおり決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び関係地方事務所並びに関係市役所において縦覧に供します。

平成25年2月14日

長野県知事 阿部 守一

決定した公園事業の名称及び事業地の位置

名 称	事 業 地 の 位 置
高ボッチ山園地	[区域] 岡谷市横川山及び塩尻市旧塩尻

自然保護課

長野県告示第59号

長野県佐久地方事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成25年2月14日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量(復旧測量(基準点)、その他の成果の座標補正、修正測量)
- 作業期間
平成25年2月12日から平成25年3月22日まで
- 作業地域
小諸市、佐久市

建設政策課

長野県告示第60号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年2月14日

長野県知事 阿部 守一

- 土砂災害警戒区域の名称
小野4号、小野5号及び小野6号
- 指定の区域
木曾郡上松町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第61号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年2月14日

長野県知事 阿部 守一

- 土砂災害特別警戒区域の名称
小野4号及び小野5号
- 指定の区域
木曾郡上松町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するのとおり

砂防課